



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.
okamoto-pat.jp/

2021 MARCH / 239号

★ 商標の顕著性(7) ★

顕著性とは、自他商品識別力ともいい、自分の商品・サービスと他人のそれを識別する機能をいいます。これを有しない商標は、特定人に独占させずに多数人に開放しておく必要があるため、登録されません。最近の審決により、商標の顕著性が争われた事件を幾つか見てみましょう。顕著性「有」は登録された商標、「無」は登録されなかった商標です。

審判番号	商標	類と商品・役務	顕著性	特許庁の判断
不服 2020-4601	データ信託	第42類 「コンピュータセキュリティに関する指導及び助言」他	有	本願商標の構成中の「データ」が、「コンピューターで処理する情報」等の意味を、「信託」が、「信用して委託すること。」等の意味を有する語であるとしても、全体としてまとまりよく一体的に書かれた当該文字が、直ちに特定の商品の品質・用途、及び特定の役務の質・用途を具体的かつ直接的に表したものと理解、認識させるとはいい難いものである。
不服 2019-16833	ebook japan	第41類 「第41類「電子出版物の提供」他	有	上記のとおりのおりの態様で表された「ebook」及び「Japan」の両文字を上下二段にまとまりよく配してなる本願商標は、本願の指定商品及び指定役務との関係において、特定の意味合いを表示したのものとして直ちに理解されるものとはいい難いものである。
不服 2020-643	くるくるいなり	第30類 「いなりずし」	無	構成文字全体として「(くるくると)巻き付けてある稲荷鮓」程の意味合いを理解させるものである。そして、「くるくるいなり」の文字は、本願指定商品との関係において、「油揚げに酢飯(ご飯)をのせて巻いて作る稲荷鮓」を称する語として、一般に使用されている事実が認められる。
異議 2020-90060	インスタントクール INSTANTCOOL	第21類 「化学物質を充てんした保温保冷具」	有	本件商標は、「即座に涼しい」ほどの意味合いを暗示させる場合があるとしても、その構成全体として特定の意味合いを想起させない一種の造語として認識、理解されるとみるのが相当である。

(裏面へ続く) ▶